

【福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定されている特定施設】
 (条例施行規則第 4 条別表第三) ※騒音のみ

イ	金属加工機械	(一) 圧延機械
		(二) ベンディングマシン (ロール式のものに限る。)
		(三) せん断機 (原動力を用いるものに限る。)
		(四) ブラスト
		(五) 高速切断機およびプラズマ切断機
		(六) 研摩機 (工具用研摩機及び板金作業場で使用する研摩機を除く。亜鉛版研摩機以外は 2 台以上であること。)
ロ	クーリングタワー (原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)	
ハ	ドラム缶洗浄機 (原動機を用いるものに限る。)	
ニ	ロータリーキルン	
ホ	重油バーナー (重油の使用量が 1 時間 50 リットル以上のものに限る。)	
ヘ	電気炉 (変圧器の定格容量が 1000 キロボルトアンペア以上のものに限る。)	

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 鉱山保安法第 2 条第 2 項に規定する鉱山に係る施設
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
- 4 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に係る同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置される施設